

## 各種変更手続き等について

次の場合は速やかに保健所に届け出てください。以下の表中、\*のついた書類は保健所にあります。

| 手続きが必要な場合                           | 必要な書類  |
|-------------------------------------|--|
| ① 住所・氏名を変更した場合                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届*</li> <li>・ 変更した人の住民票（市町村発行）</li> <li>・ 受給者証</li> </ul>  |
| ② 加入保険を変更した場合                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届*<br/>(又は小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書*)</li> <li>・ 医療保険の資格情報が確認できる資料の写し<br/>以下のいずれか               <ul style="list-style-type: none"> <li>〔・ 健康保険証の写し</li> <li>・ 保険者から交付された「資格情報のお知らせ」<br/>もしくは「資格確認書の写し」</li> <li>・ マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を印刷したもの</li> </ul> </li> <li>・ 受給者証</li> </ul> <p>※ 自己負担上限額が変更となる場合や、同じ医療保険に加入する他の世帯員の個人番号が必要になる場合があります。詳しくは保健所担当者へお問い合わせください。</p> |
| ③ 受給者証を紛失又は汚損した場合                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受給者証再交付申請書*</li> <li>・ (汚損、破損の場合は) 受給者証</li> </ul>  |
| ④ 転出する場合<br>※ 転出先では新規申請が必要          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格喪失届*</li> <li>・ 受給者証</li> </ul>   |
| ⑤ 治ゆした場合等                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格喪失届*</li> <li>・ 受給者証</li> </ul>   |
| ⑥ 有効期間中に自己負担上限額の特例を申請する場合           | 次頁参照   |
| ⑦ 自己負担上限額の特例に認定されたが、その基準を満たさなくなった場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書*</li> <li>・ 受給者証</li> </ul>  |

## 〔 自己負担上限額の特例を申請する場合に必要な書類 〕

以下の場合に該当する方は、申請が認定されると自己負担上限額が軽減されます。該当の事実を確認するための書類が必要となります。

| 自己負担上限額の特例  | 必要な書類  |
|---|--|
| <p>① 人工呼吸器等装着</p> <p>(小児慢性特定疾病が原因で人工呼吸器又は体外式補助人工心臓を装着している方。ただし、24時間持続にて人工呼吸管理が必要な症例で、かつ離脱の見込みのないもの)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書*</li> <li>・ 人工呼吸器等装着者証明書*</li> </ul> <p>※ 医療機関で作成してもらう必要があります(有料)。対象となるか医師と相談の上、書類の作成を依頼してください。</p>                |
| <p>② 高額かつ長期</p> <p>(本助成制度の認定期間のうち、申請月以前の12ヶ月において医療費総額が5万円を超える月が6回以上ある場合)</p> <p>※平成26年12月31日以前から認定されている場合は平成30年1月から適用(申請は随時可)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書*</li> <li>・ 医療機関から発行される診療報酬明細書、管理票など医療費総額が分かるもの(医療費総額が5万円を超えた6ヶ月分)</li> </ul>                                      |
| <p>③ 世帯按分特例</p> <p>(ア 申請する受診者が指定難病患者でもある場合※ 又は<br/>イ 申請する受診者と同じ医療保険の加入世帯内に指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成の受給者又は申請中の者がいる場合)</p> <p>※アの場合、小児慢性特定疾病と指定難病の各制度において、それぞれ異なる疾病で認定されていることが必要</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書*</li> <li>・ 指定難病の受給者証の写し(アの場合)</li> <li>・ 同じ医療保険の加入世帯内にいる他の受給者の受給者証の写し(イの場合)</li> </ul>                            |
| <p>④ 重症患者認定</p> <p>(重症患者認定※を申請する場合)</p> <p>※ 重症患者認定基準を満たしているかどうかは医師にご相談ください。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書*</li> <li>・ 重症患者認定申告書*</li> <li>・ 医療意見書※</li> </ul> <p>※ 医療機関で作成してもらう必要があります(有料)。対象となるか医師と相談の上、書類の作成を依頼してください。</p> |